

荒川水系流域委員会の進め方

令和2年1月20日
国土交通省北陸地方整備局
羽越河川国道事務所

目次

1. 流域委員会の目的
2. 荒川水系河川整備基本方針と河川整備計画
3. 河川整備計画の点検
4. 事業評価
5. 流域委員会の進め方

流域委員会の目的

1. **整備計画の内容の点検**結果について、意見を述べる。
 - ①流域の社会情勢の変化
 - ②地域の意向
 - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
 - ④河川整備に関する新たな視点
2. **整備計画の変更が必要となった場合に、整備計画の変更案に対して意見を述べる。**
3. **整備計画に基づく事業について、事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、事後評価について審議を行う。**

荒川水系河川整備基本方針と河川整備計画

平成14年4月

荒川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～7回 荒川水系流域委員会（平成13～15年）

平成16年3月

荒川水系河川整備計画 策定

【概ね30年間における河川整備の目標、河川工事や維持に関する事項を定めるもの】

事業再評価（北陸地方整備局事業監視委員会）
平成20,23,26,29年 荒川直轄河川改修事業
平成22,25,28年 荒川総合水系環境整備事業

事業実施

令和元年度以降

荒川水系河川整備計画の点検

【流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通しについて点検を行うもの】

荒川水系流域委員会（令和元年～）

事業実施

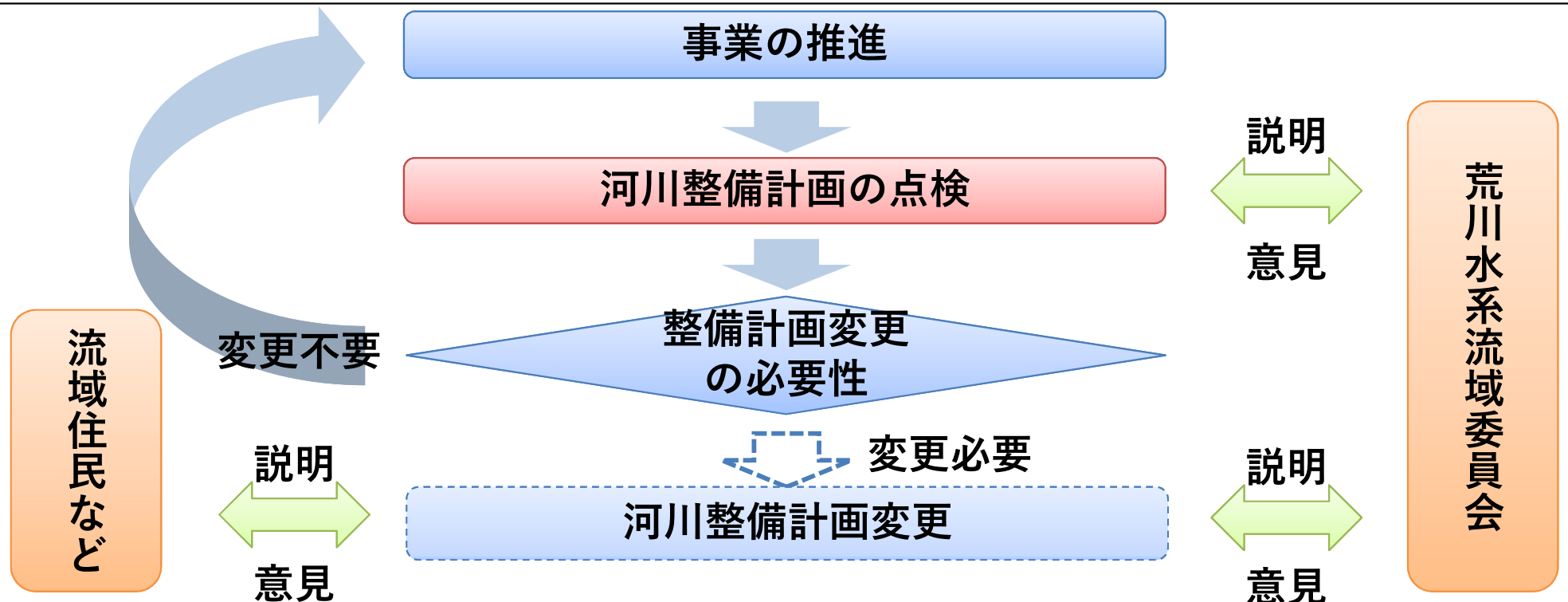
河川整備計画の点検

荒川水系河川整備計画 【平成16年3月 P.11】

第1章第3節第1項 計画の対象期間

本整備計画は、荒川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とする。

なお、**本計画は現時点**における社会経済状況、水害の発生状況、河川整備の状況や河川環境の状況等を前提として定めるものであり、**これらの状況の変化、新たな知見の蓄積や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。**

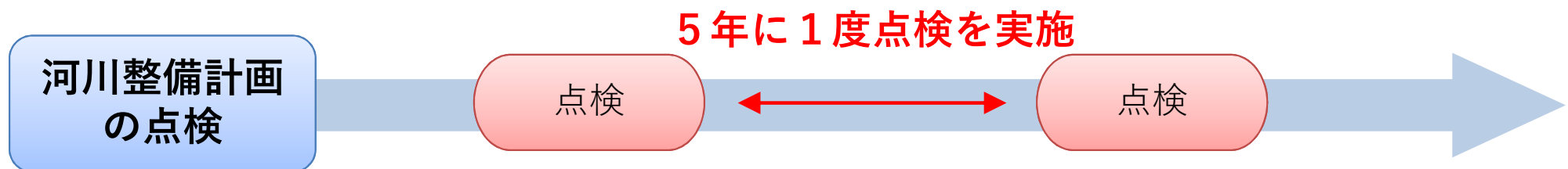


河川整備計画の点検

点検の内容

策定後の、流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるように点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 流域の社会経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none">・ 土地利用や人口・ 資産等の変化・ 近年の災害発生状況
2) 地域の意向	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の要望事項・ 地域との連携
3) 事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none">・ 事業完了箇所・ 事業中箇所の進捗率
4) 事業の進捗の見通し	<ul style="list-style-type: none">・ 当面の段階的な整備の予定
5) 河川整備に関する新たな視点	<ul style="list-style-type: none">・ 水防災意識社会再構築ビジョン・ 地震津波対策



事業再評価

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

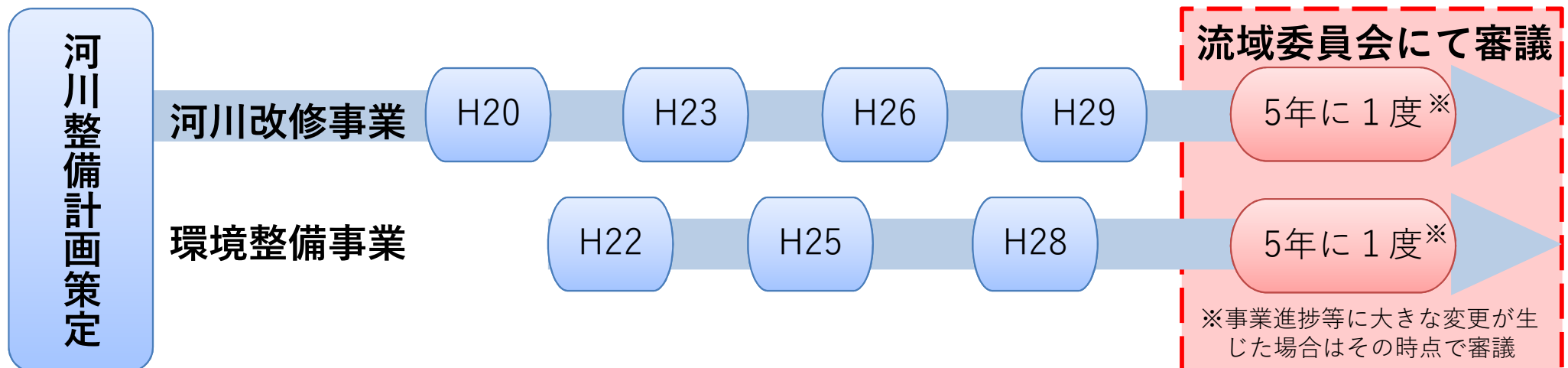
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



荒川水系流域委員会の進め方

令和元年度

1月

第1回

- 1) 流域委員会の進め方
- 2) 荒川流域及び河川整備計画の概要
- 3) 事業実施状況
- 4) 現地視察

令和2年度～

第2回

- 1) 河川整備計画の点検
- 2) 事業再評価（荒川直轄河川改修事業）

第3回以降

- 1) 事業再評価（荒川総合水系環境整備事業）
- ※整備計画の変更を行う場合
- ・河川整備計画変更